



会 務 通 信

会員数/個人会員 1,057 名 法人会員 63 法人 (2月1日現在)



撮影：近藤 正行

INDEX

◆ 弥生	会長 梅村 守	 2
◆ 境界問題相談センターニュース No.52		 4
◆ 総務部会報告	総務部員 石川 直哉	 7
◆ 企画研修部会報告	企画部長 後藤 寛明	 8
◆ 広報部会報告	広報部員 所 圭一	 10
◆ 第10回理事会報告	社会事業部理事 佐野 潤	 11
◆ 取材を終えて ～拡大理事会に行ってみた～	広報委員 吉田 明	 13
◆ 生活お困りごと無料相談会報告	広報部員 所 圭一	 15
◆ 連載 第7回ある休日の過ごし方	広報委員 安田 真由美	 17
◆ 事務局からのご案内		 19
◆ 編集後記		 20

弥 生

会 長 梅村 守



少しずつ寒さも緩み、現場の作業もやりやすい季節になってきたのではないかと思います。コロナ禍も3年を越えて、ようやく出口が見えてきました。一方で世界の情勢やそれに伴う日本の国内においても様々な難しい問題がありますが、より良い方向へ進んでくれることを願ってやみません。

さて、今年に入ってから相次いで、土地家屋調査士の信頼にかかわる2つの通知が連合会から発せられました。至極当然な内容ですが、会員の皆様におかれましては確認の意味でよく読んでいただきたいと思います。

1つ目は、「**調査士報告方式**」の運用についての注意喚起（通知についてHPには、まだ掲載していませんが、後日、解説も含めて掲載します。）であります。

「調査士報告方式」は、調査士が添付情報の真正性を担保することや登記官と調査士との高い信頼関係によって成り立っているものですが、原本の提示を省略する取扱いを不正に利用し、①代理人である調査士、調査士法人以外の第三者が作成した電磁的記録に原本確認をすることなく電子署名し、添付情報として提供する、②電磁的記録とした添付情報の内容を偽造して添付情報として提供するような行為により、全国の調査士に対する国民や関係機関からの信頼の喪失、「調査士報告方式」の運用の継続に大きな影響を及ぼし、ひいては、調査士制度の根幹を揺るがしかねない由々しき事態となります。よって、このような不正行為を決してすることなく、「調査士報告方式」により添付する添付情報は、代理人である調査士、調査士法人が自らの責任の下に書面で作成された添付情報の原本を確認の上、電磁的記録を作成し、当該調査士等が電子署名を行うようお願いします。

2つ目は、**戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書**（以下「職務上請求書」という。）の**適正な取扱い及び管理について**であります。職務上請求書は、特定の資格者に対し、その信頼の下に例外的に使用が認められているものであり、職務上請求書の紛失又は盗難による第三者の不正使用があった場合は、国民に極めて深刻かつ重大な事態を招くことにもなりかねず、そのことによる職務上請求書の制度の存廃はもとより、調査士制度そのものに対する国民の信頼を著しく損なうことになります。ところが、本年度は、職務上請求書の紛失等についての報告が多く、大変由々しき事態となっており、事の重大性に対する会員の認識が欠如しているものと言わざるを得ません。会員の皆様におかれましては、紛失又は盗難の防止に努め、保有する職務上請求書の適正な管理を徹底するようにお願いします。

また、昨年の会務通信11月号においてもお願いをしましたが、他の調査士が確定測量を実施し

た土地を買い受けた土地所有者から分筆登記や地積更正登記の依頼を受けた場合には、確定測量を実施した調査士に連絡を取り、調査測量の内容を確認する等、これまでも増して以下の点に細心の注意を払い登記申請を行うよう、改めてお願いします。

- ① 隣接地所有者等の筆界立会確認書への署名の事実確認
- ② 官民境界確認書の事実確認
- ③ 対象地の点検測量、筆界確認の手法（換地確定図との整合性等）等を
93条調査報告書にしっかりと明記

最後になりますが、会員の皆様におかれましては、年度末で何かと忙しくなってくると思いますが、心身ともに健康には十分留意されて業務に精励されることをお願い申し上げます。

愛知県土地家屋調査士会 境界問題相談センターニュース



No.52

今回は、1月26日(木)にウインクあいち 1002 会議室にて開催されましたADR運営担保研修会の報告を掲載させていただきました。

ADR運営担保研修会の報告

あいち境界問題相談センター運営委員 岩井豊明

境界確認のための測量をすすめていく過程で関係者からいろいろなことを耳にすることは平素から経験されているかと思います。昔ここに杭が存在したことやブロック塀があったことなど筆界を探索するための情報は、参考として聞くことは必要となります。ただ、相手の噂話や感情的な見方、偏見といった境界とは無縁な愚痴は、関係がよくないと瞬時に思うほか意外と厄介とばかり馬耳東風、多かれ少なかれあるのではないのでしょうか。当事者どうしの問題は、お互いで解決してもらうしか手立てがないのでしょうか？

あいち境界問題相談センターの運営担保研修が令和5年1月26日(木)に行われました。コロナ禍では久しぶりに規制がほとんどない状態で開催できました。今回は、法務局筆界特定室からの参加や中部ブロック他県のADR機関関係者も来訪され、一般会員と合わせると多くの参加者が集まる研修となりました。毎年、熱心に参加されている会員の方であれば恒例といえる模擬調停を中心に行いました。調停がどのようなながれで進められるか、どのような問題を解決に導くかを分かりやすく実演したものです。運営委員(弁護士の先生方も)をはじめ、梅村会長、伊藤顧問、壁谷専務ら豪華なキャストが各配役を熱演しました。

配役を紹介すると、

調停人 弁護士(光飛田弁護士)
土地家屋調査士(梅村会長、藤田委員)
申立人 本人 土田太郎(山内委員)
長女 土田勝代(壁谷専務)
補佐人調査士 平清森(都築副委員長)
相手方 本人 西条義時(伊藤顧問)
代理人弁護士 西条政郎(北條弁護士)



意外と当日アクシデントの多い音響、スクリーン映写などは藤曲委員が、サポートしてくれ模擬調停を円滑にすすめることができました。

そして、当センター委員長の福本弁護士におきましては、模擬調停の企画、演出、脚本を正月返上で考えていただきました。

紛争の詳細、条件設定、それらの時系列、相続関係など緻密な背景を矛盾なく整理していくことはとてつもない作業で本当に敬服いたします。名場面では、効果音バックミュージックも用意され、おそらく研修を受けられた方々は印象に残るものだったと思います。



模擬調停の内容を簡潔に紹介すると、申立者は先々代より相手方の土地を戦後から借りて耕作を行っていたのですが、境界があいまいのまま受け継いだ息子、孫（土田太郎）らは、数十年の経過とともに自宅を増築していったり、水はけを考慮して境界付近にU字側溝を設置したのです。相手方は、借地部分に自分たちの家を建てたのではないかと抗争するのですが、申立側は公図形状に概ねあっていると主張します。借地部分は、増築した部分でないことは明らかであると思いきや、相手方は所持していた戦後間もないころに申立人の祖父と取り交わした覚書を証拠として提示します。その範囲は特定されておらず、賃料のみが記されたものでした。増築したことを理由に賃料の値上げを申立側の先代は認めたようですが、もともと自分の土地であるなら、増築を理由に賃料の値上げに承諾するわけがないのでは……。調停人はいろいろと問題点を整理していくのです。さて、どう解決していったのでしょうか。

模擬調停は一旦ここまでとし、ここからは当センター運営委員の藤田委員が、活舌な聞き役としてパネルディスカッション形式で場を進行しました。パネリストは、当センター運営委員である都築副委員長、若手期待の天野委員、当方（岩井）、3名の委員が、占有部分を金銭的に解決する案、公図形状を利用しやすい形状に分筆して所有をそれぞれ移転する案、囲繞地である土地を道路に接道させて土地の利用価値を高める調停案をそれぞれ提示しました。コメンテーターは前委員長の北條弁護士で、弁護士の視点から土地家屋調査士の境界紛争の捉え方や対応の仕方などを解説いただきました。土地家屋調査士のことを深く理解していただいているので、トークもいつもながら引き込まれてしまいます。





まとめとして、それぞれの解決案を「想定される和解条項と留意点について」と題して、当センター運営委員でもあります光飛田弁護士に解説していただきました。配役で調停人でしたが、当センターの調停人でもあり凄腕です。和解で合意した内容に強制力を付加する即決和解といった普段知る機会の少ない条項などの説明がされました。

模擬調停を一層引き立ててくれる名場面、父である土田太郎こと山内委員と娘の土田勝代こと壁谷専務が、最後にあいち境界問題相談センターを活用し解決にいたった状況を振り返り、本当に良かったとしみじみと語り合うことで幕を閉じます。

境界立会にのぞむ際、どのような根拠をもとに調整をしたのか、地権者に理解できるよう土地家屋調査士としては準備をします。しかし、その過程で境界だけにとどまらない争いに発展した場合など、今回の調停案で示されたような手立てがADRでは可能です。当事者の成り行きに任せるのではなく、様々な言動を情報源にADRたる解決方法を提案していくことも場合によっては資格者として求められるのではないのでしょうか。境界問題に悩む方が、ひとりでも多く活用され、解決されることを願います。

(あしがき)

今後もセンターニュースには、当センターに関する情報を掲載させていただきます。

今回の研修会も評判の「劇団あいち」による模擬調停を講演しました。

今回の研修会では、初めて運営委員がパネルディスカッション形式で自分たち経験から依頼者にどう対応するか、いろいろ意見交換もする事ができました。

意見、議論等がございましたらセンターへご連絡ください。お待ちしております。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲泰樹)

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター（愛知県土地家屋調査士会内）

電話番号 052（586）1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

総務部会報告

総務部員 石川 直哉



昨年度から総務部の部員を務めています、豊田支部の石川直哉と申します。部員として会務に携わるようになって約2年、少しずつではありますが、会務内容を把握できてきた状況です。

新型コロナウイルスによる初の緊急事態宣言が発令されたのが約3年前。子どもの幼稚園入園時期と新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令された時期が重なり、入園式こそ行われたものの、その後、約2か月間ステイホーム、2か月遅れで幼稚園に通うこととなりました。マスクの着用、感染対策、当たり前のことが当たり前にできなくなる日々が続いていますが、「幼稚園が楽しい」と話してくれる子どもの姿を見ると With コロナの新しい生活様式なのかなと実感しています。

入園当初は、ぶかぶかだった幼稚園の制服が、今ではすこし小さめとなった我が子は今春、桜の咲き始める季節に幼稚園を卒園し、桜が舞い散りだす季節に新たな進路を歩み始めます。私自身、なかなか連休を取ることができず、父親らしいことがあまりできていない状況ですが、共に思い出を作るため、子どもと触れ合う時間を大切にしていきたいと思います。



令和5年2月7日に令和4年度第11回総務部会が開催されましたので報告します。詳しくは本会HPに会議録が掲載されていますので、ご確認をお願いします。

議 題

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 定時総会について | 9. 令和5年度予算案について |
| 2. 空調設備（エアコン）修繕計画について | 10. 会務マニュアルの改訂について |
| 3. 会館清掃について | 11. Wi-Fi ルーターの買換えについて |
| 4. 事業計画・事業経過報告について | 12. ランディスクの買換えについて |
| 5. 苦情処理委員会について | 13. 会員情報管理システムの追加機能について |
| 6. 会則の一部改正について | 14. 各委員会報告 |
| 7. 役員等選任規則の一部改正について | 15. その他 |
| 8. 文書等取扱規程別紙の改正について | |

部員として会務に携わるようになってから間もなく2年を迎え、期を終える日が近づいてまいりました。定時総会まで総務部は慌ただしくなるかと思いますが、少しでも会務に貢献できるよう努めてまいります。

企画研修部会報告

企画部長 後藤 寛明



支部長から本会の理事に行くように言われて、次の総会で4年が経ちます。

それまで、本会では委員会などの役も受けたことがなく、何も分からずに始まった理事の1年目でした。正直なところ、役員の数や役職の意味、委員会などがいくつあるかも分からず、ただ聞いたことがない用語を、理事会や部会で他の理事の発言を当初は聞いているだけでした。

慣れてきた1年目が終わろうとしてきた頃に、新型コロナの流行が始まり、Zoom会議やハイブリッド会議になり、混乱の中で2年目は過ぎていきました。

3年目には役員の制度改革があり、これまた、よく分からない中で1、2年目とは全く関係ない部の現在の役に就くことになりました。あまり人前で挨拶したり、仕切ったりすることは好きではなく、自ら好んではなるべくしたくないのですが、さすがに最近は少し慣れてきた気がしており、それだけでも個人的には少しは成長できたのではないかと考えています。

ところで、何度か会務通信を担当した際に寄稿させていただいていますが、犬山祭りのことや厄年のことを書いてきました。今年の犬山祭りは、ようやく通常通りの開催となるようです。また、厄年の行事は、本厄が明けた今年の1月に伊勢神宮にお礼参りをして、無事終わりました。

前置きが長くなってしまいましたが、会務について報告していきたいと思います。

年末年始あたりから、企画（業務）部においても総会の準備が始まってきました。研究所や資料センターから、本年度の報告や来年度の事業の予定などを確認する作業を行っています。会長、副会長は選挙となりませんでしたので、現在の体制で引き続き行われることが想定されるため、部としても継続した協議が行いやすいのではないかと考えています。

その中で、業務部としては、昨年に連合会からいくつか業務マニュアルが発行されましたので、会員に周知していきたいと考えています。

今年度、支部委託研修を行った「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」については、関係した内容をまとめ、冊子の作成を行っています。

また、資料センターに換地図を提供してくださる会員の方には感謝するばかりです。退会した会員の資料をどのように取り扱っていくとよいか、資料センター運営委員会と連携を取りながら考えていきたいと思っています。



さて、2月14日(火)に筆界調査委員を対象とした筆界調査委員能力担保研修を行いました。第1部では、名古屋法務局総括表示登記専門官角間隆夫様に講師として、筆界特定手続きの流れについて講義をしていただきました。

第2部では、パネリストとして、統括登記官河村朋幸様、表示登記専門官出水孝則様、水野晃子会員、松岡清会員、森公志会員、コーディネーターには江口滋会員に登壇いただき、筆界特定の問題点と特定への道筋について、パネルディスカッションを行いました。



第1部、第2部ともに盛りだくさんな研修内容のため時間が押してしまいました。次回への課題とし、改善していきたいと思います。

広報部会報告

広報部員 所 圭一



2月に入り、少しずつ暖かい日が増えるとともに、日が少しずつ長くなって現場作業がしやすくなったと感じています。

先日、3年にわたって猛威を振るった新型コロナウイルスの感染法上の位置づけの引き下げが決まったとの報道があり、インフルエンザと同等の扱いとなるとのことで、季節が少しずつ移っていくのと同様に、徐々にコロナ前の社会へ戻る契機になればと期待しています。

戦争や地震など明るい話題の少ない近頃ですが、一人ひとりの前向きな行動が日常を取り戻す力になると思いますので、気を引き締めて業務・会務に励んでいきたいと思っています。

以下、2月2日に参集での開催となりました第11回広報部会の報告をします。

議 題

1. 理事会報告
2. 各委員会 PT 報告
3. 次年度事業計画（案）
4. 事業経過報告
5. 次年度予算（案）
6. 動画作成
7. 会務マニュアル
8. その他



◆名古屋自由業団体連絡協議会主催「生活お困りごと無料相談会」について

1月22日に名古屋市中区栄のナディアパークで行われた「生活お困りごと無料相談会」に参加しました。新型コロナウイルス感染症により前年、前々年は中止となっており、久しぶりの開催となりました。相談会では12件の相談があり、具体的な資料をお持ちで相談にいらっしゃる方も多く、真剣に相談される様子が印象的でした。

対人接触型の広報が行いやすくなりつつある社会情勢となってきましたので、今後もイベントが開催される際には、積極的に参加をしていきます。

◆動画作成について

「土地家屋調査士試験の受験者数の増加・登録会員数の増加」を目標とした動画をコンサルティングの助言を受けながら作成しており、年度内に1本の完成を予定しています。

第10回理事会報告

日 時：令和5年1月27日（金）午後1時30分から同5時15分
会 場：ウインクあいち1001会議室

議事に先立ち、梅村会長、栃倉支部長会議長、水野連合会理事の順に挨拶があった。梅村会長から相続土地国庫帰属制度と土地家屋調査士の関わり方、栃倉支部長から役員改選に関する事項、水野連合会理事から調査士総合研究所の設立についてといった内容であった。

理事会の議事録署名者に佐野理事、溝口理事が指名され、支部長会議の議事録署名者に松岡支部長、中根支部長が指名され、令和4年度第10回理事会・第5回支部長会議が開催された。以下、議事について報告する。

協議・審議事項

1. 地図読み人について

大岩副会長から今年度開催したあいち境界シンポジウムの講演録として発行する「地図読み人」において、地域福利増進事業及び資料を追加したことにより、ページ数が増加したため、印刷費の変更についての説明があった。協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。

2. 令和5年度名古屋法務局長表彰（管内・管区）及び会長表彰候補者について

渡辺総務部長からの提案内容の説明があった。審議事項とする動議が発せられ、全員賛成で可決承認された。審議の結果、全員賛成で可決承認された。

3. 総会資料の印刷業者について

渡辺総務部長から印刷業者3社見積りの結果、最安値を提示した印刷業者に依頼したいとの説明があった。審議事項とする動議が発せられ、全員賛成で可決承認された。審議の結果、全員賛成で可決承認された。

4. 平井会員からの資料提供について

諸岡副会長から名古屋西支部平井立樹会員から区画整理図など計28冊（約1,000ページ）の提供があり、早期の資料返却を求められているため、外注によるスキャニングが必要であるとの説明があった。審議事項とする動議が発せられ、全員賛成で可決承認された。審議の結果、全員賛成で可決承認された。

協議事項

1. 相談センターのオンライン調停導入に伴う規則、規程等の改正について

川合副会長からあいち境界問題相談センターにおいて、利用者の利便性向上や利用促進のため、WEB 会議システムを利用したオンラインによる調停ができるよう、関連規則等改正及び実施要領を新設する必要性の説明があった。関連規則等の読み合わせの必要性についての意見等があり、継続協議とされた。

2. 文章等取扱規程の一部改正について

渡辺総務部長から組織改正による部の業務分掌変更により規程を改正するとの説明があった。協議・審議の結果、継続協議とされた。

3. 名古屋法務局不動産表示登記事務取扱規程改訂冊子作製について

後藤企画部長から「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」に係る「表示に関する登記事務処理要領」「名古屋法務局不動産表示登記事務取扱規程」を一冊にまとめた冊子の作成及び配布を行い会員に周知する必要性について説明があった。「筆界確認情報の取扱いに関する指針」等の内容を追加、業者選定に関し費用以外の紙質の検討について意見があり、継続協議とされた。

4. 大綱・予算指針・事業計画案・事業経過報告について

梅村会長から大綱及び予算指針が示され、また各部長から令和5年度事業計画案について説明があった。事業経過報告については時間の都合上、協議が割愛された。本会の方向性に関する事項や予算執行について意見を交換し、継続協議とされた。

報告事項

1. 来館者及び電話相談の集計について
2. 支部推薦役員等の届出について
3. 月次報告について（R4-12）
4. 次年度の予算について
5. 専門的業務賠償責任保険について
6. 支部会計（源泉徴収）事務連絡文書の発出について
7. 令和4年度支部委託研修の件
8. 令和5年度年次研修受講対象者（グループリーダー候補者）について
9. 生活お困りごと無料相談会について

その他

1. 会務マニュアルの見直しについて
2. 新入会員業務研修について
3. 支部開催の研修報告について

最後に田宮監事及び藤吉監事が所見を述べ、会議を終了した。

※理事会の詳細については、愛知会ホームページで議事録をご覧ください。

（社会事業部理事 佐野 潤）

取材を終えて ～ 拡大理事会に行ってみた ～

愛知県土地家屋調査士会（以下、愛知会）がどのような活動をしているのかを広く広報するため、理事会および支部長会議が合同開催される拡大理事会（以下、会議）に行ってきました。令和5年1月27日（金）13時30分からの開始を、気楽な気持ちで迎えたつもりでしたが、当日は朝4時頃に目が覚めてしまいました。

会場のウインクあいちのホームページを確認すると、「名駅地下街サンロードからミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル、名古屋クロスコートタワーを経由すると雨に濡れずにアクセスできます。」という記載を発見しました。豊橋からの道中、車窓から雪がちらつく様子が見えたので、いい情報を見つけたと思いその道を進みました。初めて通る場所であり、案の定、迷子になり会場への到着に30分以上かかりました。

開始前の会場の様子はとても和やかで、談笑する方々の姿を見て、少しは落ち着きを取り戻した感じがしました。時間になり、梅村守会長、栃倉勲支部長会議長、水野晃子日本土地家屋調査士会連合会理事の3名の挨拶があり、会場の空気が張り詰めた様子になりました。担当副会長および担当常任理事から「協議・審議事項」、「協議事項」、「報告事項」および「その他」の説明が行われました。協議事項に関して、出席者から質問や指摘があり、即座に回答が得られることが少なく、継続協議となる事案が多くありました。一筋縄ではいかない会議だと強く感じました。協議事項について、担当常任理事から議長である梅村会長に審議事項の上程がされ、そのことの決議、さらに審議事項の決議と議事が進んでいくことに、臨機応変な運営がされていると認識しました。



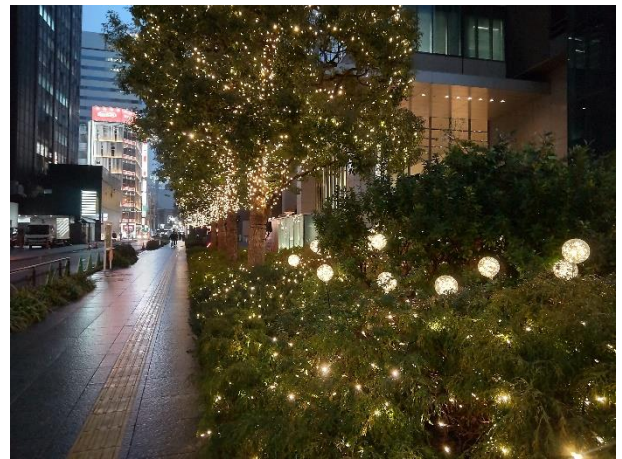
座席のレイアウトは対面形式でした。この形式は、代表者同士の挨拶や契約調印などに多く利用されています。会議においては、会長、副会長、専務理事、常任理事、監事およびオブザーバーと理事、部員および支部長が向かい合って座りました。協議・審議を行う場合、コの字型形式またはコの字型形式あるいはその併用型が多く用いられています。出席者を一望でき、参加者全員がお互いの位置関係を把握しやすいと考えられています。会議の状況を鑑みると、コの字型に理事会参加者が着座し、その外側をコの字型にその他が着座することで、それぞれの「部」をひと固まりに集め、答弁を行う常任理事を理事または部員が補佐をすることができる形になります。

さらに、会議の議決権者が誰なのかが明確になります。このような形で着座することで、合議体

である「部」の意思疎通がやりやすい環境になるのではないのでしょうか。議題は各部会を経て、理事会で協議・審議されています。常任理事一人ではなく、「部」という合議体の一つの考えがそれぞれの議題に表れています。その議題を理事会という合議体で協議・審議します。ならば、その応対も個に任せずに「部」として行う必要があるのではないのでしょうか。「部」で答弁を行うことで、質問者等の意思をくみ取り、よりの確な答弁ができるようになると思います。個人対個人の質疑応答の場合、相手からの質問を否定的にとらえてしまう場合もあります。「部」で応対することで、より建設的な議論をすることができると考えます。

会議を傍聴させていただき、強く感じたことがあります。少しでも協力できることがあるなら、やってみよう。新たに小さな決意を胸に、会場を後にしました。

外に出ると、思いのほか良い天気でした。これなら名古屋駅まで地上を歩いて帰ることができると思い、歩を進めました。道中、優しい光を見つけたとき、緊張から解放された思いでした。名古屋駅に到着し金時計を見ると、なんと、5分とかかりませんでした。帰りの車内、改めてウインクあいちのホームページを確認すると、「JR 名古屋駅桜通口から：ミッドランドスクエア方面 徒歩 5 分」という記載を見つけました。



(広報委員 吉田 明)

生活お困りごと無料相談会報告

日時 令和5年1月22日(日) 10:00~15:30

会場 ナディアパーク デザインセンタービル3階「デザインホール」

名古屋市中区栄のナディアパークで「生活お困りごと無料相談会」(以下、本相談会)が開催されました。

本相談会は愛知県土地家屋調査士会(以下、調査士会)のほか、愛知県行政書士会、愛知県社会保険労務士会、愛知県弁護士会、東海税理士会、日本公認会計士協会東海会、愛知県司法書士会、(公社)愛知県不動産鑑定士協会、名古屋税理士会、日本弁理士会東海会の9土業10団体で構成された名古屋自由業団体連絡協議会の主催で行われる、年に一度の大規模な相談会です。



本相談会是一个の会場で様々な土業のブースが設置されているため、相談者の方にとって、相談したい適切な資格者がわからない場合でも、すぐに別の土業の資格者を案内してもらえという大変メリットのある相談会です。

本相談会は前年、前々年とコロナ禍の影響で中止になっており、今年度は久しぶりの開催となりました。当日の相談件数は全体で107件の相談があり、調査士会への相談は12件でした。他土業のブースでの相談後に調査士会のブースにいらっしゃった方もあり、本相談会の目的が達せられていたと思います。

調査士会への相談内容で多かったのは隣接地所有者とのトラブルでしたが、具体的な図面や資料を持参される相談者の方が多く、真剣にアドバイスを求めにきている姿が印象的でした。しかし、本相談会の場で結論の出る案件は少なく、継続的な相談体制が必要に感じましたので、土地境界に関する専門家として土地家屋調査士が認知され、気軽に近隣の土地家屋調査士に相談に行けるような状況となるよう広報活動を行っていかねばならないと思いました。

本相談会は市民の方と各土業を結ぶ窓口としての役割がありますので、次年度以降も無事開催できるような社会情勢であればよいと思いました。



◆調査士会ブース

今年度、広報部で作製したバックボードを設置しましたが、他士業の方も興味を持っておられました。



ブース数を少なくし、間隔を広くとるなど感染症対策が施されていました。

(広報部員 所 圭一)

ある休日の過ごし方

連載 第7回
広報委員の

コラム



少し前まで、忘れかけていた「渋滞」が、またニュースなどでも報道されるようになってきた。コロナウイルスがまん延し始めたころ、仕事での車移動が、今までになくスムーズだったことが懐かしいと思えるのは、今こうして元気に過ごしていただけるからだと思う。



西尾市歴史公園 丑寅櫓

最近でも率先して人混みに出かけることは避けているが、それでも休日ともなれば、仕事抜きでどこかに出かけたい。グルメ要素もあり、観光気分を味わいながら楽しめるところ、かつ、できるだけ混雑していないところ・・・そんなところが望ましいと思いながら、休日のお出かけ場所を探して気づいたのは、案外近場でも楽しめる！ということ。最近の大河ドラマブームに乗かったわけではないが、『〇〇城』というのが案外いける。

1月のある晴れた休日、西尾市歴史公園（西尾城跡）にある旧近衛邸でお抹茶をいただけるというネットの観光ガイド情報を見て、早速出かけてみた。

私の望み通り（？）人混みもなく、のんびり公園内を散策し、公園内にある資料館で知的好奇心も満たしつつ、暖かい日差しを浴びながら、旧近衛邸の縁側に座って、おいしい和菓子とお抹茶をいただく。なんと、心落ち着くことか・・・。その後、三河一色産のうなぎを食べ、さらに大満足。



西尾市歴史公園 旧近衛邸



売店 清州ふるさとやかた

というわけで、2月最初の休日、天気もよかったので、やはり近場の『清洲城』に出かけてみた。

今まで清洲城に行く機会もなく、いつも仕事で通り過ぎるだけ。麒麟ビールの大きな工場があるくらいしか意識していなかったが、大河ドラマで家康が清洲城に赴くシーンを見て、清洲城に関心を持った。清洲城を初めて訪れてみると、平成の初めに再築された天守閣は想像したより立派で、大河ドラマの影響か、人も多く、お城の前には、売店まである。(地物野菜も安く売っており、私的には満足。ブロッコリー即買い。)

城内は、清洲城の内部も趣向が凝らされ、新聞風の解説や映像などで分かりやすく説明されているなど結構見ごたえがあり、天守閣を登れば、遠くの山々までよく見え、なかなかの眺望だった。グルメ的な要素でみると、ご当地グルメとして、「清須からあげまぶし」なるものを発見。これはこれで、なかなかいい味を出してはいるけれども、私としては、やっぱり、ひつまぶしの方が、興味をそそられるかな。



清洲城天守閣

ところで、私の住まいから、ほど近いところに国宝『犬山城』がある。そして、そのすぐ近くに国宝の茶室『如庵』もある。

さて、愛知県には、あと一つ国宝があるのだが、皆さんご存じ？

それは、なんと西尾市にあるということで、西尾にドライブに行きながら、その存在を後になって知った私は、次は、ぜひその国宝『金蓮寺弥陀堂』を訪れてみようと思っている。

(広報委員 安田 真由美)

事務局からのご案内

2月の入会者

なかの よしたか
中野 祥卓（知多支部）
愛知第 3093 号
〒479-0812
常滑市井戸田町一丁目114番地
TEL 0569-59-0391
FAX 0569-59-0414

退会者

橋本 満（名古屋北支部）
愛知第 1454 号／昭和 47 年 6 月入会

土地家屋調査士法人の事項変更

土地家屋調査士法人村上合同事務所
（名古屋西支部）18-0025
〒497-0005
あま市七宝町伊福寺町畑 161 番地 1
TEL 設置中・FAX 設置なし

事務所の FAX 新設

田中 宣匡（岡崎支部）
愛知第 3091 号
FAX 0566-55-1424

事務所変更

樹神 朗（名古屋西支部）
愛知第 2448 号
〒497-0005
あま市七宝町伊福寺町畑 161 番地 1
TEL 設置中・FAX 設置なし
土地家屋調査士法人村上合同事務所

矢澤 宏治（一宮支部）
愛知第 3014 号
〒493-0001
一宮市木曽川町黒田五ノ通り 14 番地
木曽川コーポラス 211
TEL 0586-20-5080・FAX 0586-50-2081



3月の会務予定

- 1 日 業務・研修部会
- 2 日 社会事業・広報部会
- 4 日 中部ブロック測量講習会
- 7 日 総務・財務部会
- 10 日 あいち境界問題相談センター運営委員会
- 15 日 支部長会議
- 16 日 事前監査、自由業定例会
- 22 日 理事会
- 25 日 中部ブロック土地家屋調査士大会



表紙写真の募集！

会務通信の表紙を飾ってみませんか？
季節の写真や業務で気になった写真など、たくさんのご応募をお待ちしております。応募方法の詳細は、本会ホームページをご覧ください。

ホームページ＞会員の広場＞ダウンロード＞
お知らせ 2022/06/27



業務に関するお知らせ（1月21日から2月15日まで）

- 1月23日 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の適正な取扱い及び管理について
- 1月23日 登記所備付地図データのG空間情報センターを介した一般公開について
- 1月27日 マイナンバーカードと健康保険証との一体化に関する質問と回答の周知について
- 2月2日 要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関する周知について
- 2月7日 財産管理人養成講座の追加開催について
- 2月8日 一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく建築行為における緑化義務等について
- 2月8日 区分所有法制の見直しに関する意見の提出について
- 2月13日 住宅用家屋証明書発行窓口の変更について
- 2月13日 「行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用について」の閣議了解に伴う不動産登記事務の取扱いについて

以上、ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。



表紙写真 「ドローン撮影」

名古屋西支部 近藤正行 撮影場所：和歌山県橋杭岩

◆ドローンで撮ってみました。普段では見られない角度からの写真です。

編集 後記

令和5年1月10日に令和4年度土地家屋調査士試験の合格者が発表されました。5,400名の出願者に対して、筆記試験合格者は425名でした。私の事務所では20代1名と、30代2名が土地家屋調査士試験に挑戦しましたが、全員が残念な結果に終わりました。そのうちの1人は合格点に1点及ばず、合格発表後の2、3日は仕事が手につかない様子でした。頑張ったのに、彼を焼肉店に連れていき、たくさん話をしました。

すでに令和5年度の試験に向けて勉強していること、なぜ合格点に1点及ばなかったかを彼なりに分析して勉強にいかしていること、土地家屋調査士の仕事が好きでずっと続けたいことや、行政書士試験にも挑戦したいことなど、彼の想いをたくさん聞かせてくれました。励まそうと思っていた自分が逆に元気をもらい、楽しい時間となりました。彼のような夢を持った若い人材と一緒に仕事ができることに幸せを感じています。

（広報委員 児玉真二）

- 発行日 令和5年3月1日
- 発行所 愛知県土地家屋調査士会
〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号
TEL 052-586-1200
- 発行人 梅村 守
- ホームページのURL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>